

広島地方最低賃金審議会  
令和3年度 第1回  
広島県建設用・建築用金属製品その他の  
金属製品製造業最低賃金専門部会議事録

広島労働局  
広島地方最低賃金審議会

令和3年度第1回広島県建設用・建築用金属製品その他の金属製品製造業最低賃金  
専門部会 議事録

日時

令和3年10月5日（火） 午前9時56分～10時39分

場所

広島合同庁舎2号館5階 特別会議室

出席者

【公益代表委員】

岡田部会長、野北委員

【労働者代表委員】

国友委員

【使用者代表委員】

谷口委員、中野委員、濱崎委員

【事務局】

山口労働基準部長、狭間賃金室長、吉川賃金室長補佐、坂本賃金指導官  
山崎監察監督官

議題

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 広島県金属製品製造業最低賃金の改正決定について
- (3) その他

議事

○吉川補佐

ただ今から第1回広島県建設用・建築用金属製品その他の金属製品製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

なお、これよりは、当専門部会を略して、金属製品製造業最低賃金専門部会とさせていただきます。

本専門部会は、本年度第1回目の会議となりますので、お手元にお配りしております議事次第「(1)部会長、部会長代理の選出について」までの間、私、賃金室長補佐の吉川が進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いします。

まず、本日の各委員の出席状況ですが、公益代表委員2名、労働者代表委員1名、使用者代表委員3名、計6名の委員にご出席いただいております。開催に当たっての最低賃金審議会令第6条第6項の規定による要件を満たしておりますので、本部会は有効に成立していることをご報告申し上げます。

また、専門部会の公開につきまして、去る9月21日から9月27日までの間、公開の公

示をいたしましたところ、傍聴を希望される方はおられませんでした。

本日は初回ですので、議事に先立ちまして各委員をご紹介したいと存じます。お手元の別冊資料No.1に、本金属製品製造業最低賃金専門部会委員名簿がございますので、この名簿順に紹介させていただきます。

(専門部会委員の紹介)

### ○吉川補佐

ありがとうございました。次に労働基準部長の山口よりご挨拶を申し上げます。

### ○山口労働基準部長

広島労働局労働基準部長の山口でございます。委員の皆様方におかれましては、ご多用の中、広島県金属製品製造業最低賃金専門部会の委員にご就任いただき、また、本日第1回目の専門部会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

この広島県金属製品製造業最低賃金でございますが、現在、時間額が923円ということでございまして、本年度も事業の公正競争を確保するとの観点から改正の申し出がございまして、本日から委員の皆様方に具体的にご審議をお願いすることとさせていただきます。よろしくお願いを致します。ご承知の通り、特定最低賃金でございますが、地域別最低賃金とは異なりまして、関係労使のイニシアティブにより設定されるという性格のものでございますので、是非、全会一致の議決を目指してご審議をお願いいたします。

また、日程調整につきましては、本日もご欠席の方が多く、委員の皆様方にご無理をお願い申し上げているところでございますが、年内発効を目途として、ご協力賜ることをお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

### ○吉川補佐

続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。

(事務局職員の紹介)

### ○吉川補佐

ここでお手元の「特定(産業別)最低賃金専門部会共通資料」の共通資料No.3・通し番号3ページ「広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程」をご覧ください。本専門部会はこの専門部会運営規程によって運営されることとなりますので、あらかじめご承知おきいただきたいと思っております。

それでは、議事「(1)部会長、部会長代理の選出について」に移らせていただきます。

部会長の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項において準用する同法第24条第2項の規定により、部会長は公益を代表する委員のうちから委員が選挙することとされ

ております。

公益代表委員には、あらかじめご協議いただいておりますので、部会長及び部会長代理候補について、賃金室長からご報告申し上げます。

#### ○狭間室長

それではご報告申し上げます。金属製品製造業最低賃金専門部会におきましては、公益代表委員による協議によりまして、部会長候補として岡田委員、部会長代理候補として井上委員が推挙されております。以上でございます。

#### ○吉川補佐

ただ今、賃金室長よりご報告申し上げました部会長候補、部会長代理候補につきまして皆様方にご異議ございませんでしょうか。

#### ○各委員

(異議なし)

#### ○吉川補佐

ありがとうございます。それでは異議なしということで、部会長に岡田委員、部会長代理に井上委員をご承認いただきましたので、部会長席、部会長代理席をご用意させていただきます。しばらくお待ちください。それでは岡田部会長、以後の議事進行をよろしく願います。

#### ○岡田部会長

ただ今、部会長に選出いただきました岡田でございます。よろしくお願いいたします。できる限りスムーズな議事進行を心掛けまして、公正な特定最賃の決定に努めていきたいと思っておりますので、委員の皆様方のご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、第1回専門部会の議事「(2) 広島県建設用・建築用金属製品その他の金属製品製造業最低賃金の改正決定について」に移りたいと思います。まず、事務局から本日の資料の説明をお願いいたします。

#### ○坂本指導官

はい。資料の説明をさせていただきます。お手元にお配りした資料でございますが、特定(産業別)最低賃金専門部会共通資料と別冊資料とに分けて構成しております。

まず、特定(産業別)最低賃金専門部会共通資料につきましては、各特定(産業別)最低賃金専門部会に共通して関わるもので、各種の調査結果、統計情報等を共通資料としてご用意いたしました。

また、別冊資料につきましては、金属製品製造業最低賃金に関わる個別資料でございます。合わせて相当数の資料がございますので、説明は資料の紹介に留めさせていただきます。

す。

また、特定(産業別)最低賃金を総称する場合は、特定最低賃金或いは特定最賃というように略して申し上げたいと思います。

次に、審議に当たりまして、ご留意いただきたい事項についてご説明いたします。

一つ目として、共通資料No.1・通し番号の1ページの「特定(産業別)最低賃金について」をご覧ください。既にご承知のことと存じますが、基本的な考え方として、特定最低賃金は、地域別最低賃金とは異なり、関係労使の自主性を尊重して設定されるものであり、最賃法第15条第1項に規定する関係労使の申出を経て、審議会で改正決定等の必要性を審議するものでございます。申出のケースといたしましては、労働協約ケースと公正競争ケースの二種類がございますが、本金属製品製造業最低賃金につきましては、配布しております「令和3年度特定最低賃金の改正申出状況」及び「令和3年度特定最低賃金設定業種における協約上最も低い賃金額」のとおり、公正競争ケースの要件を以て改正申出がなされております。審議に当たりましては、この点にご留意いただければと思います。

二つ目に改正決定の手続でございますが、本年8月5日の第536回広島地方最低賃金審議会において、改正決定の必要性ありとの答申がなされましたので、共通資料No.2・通し番号2ページのとおり、改正決定について審議会に諮問し、本専門部会での調査審議をお願いするものでございます。

最後三つ目に、広島地方最低賃金審議会です承されました事項についてご説明いたします。共通資料No.4・通し番号5ページ「令和3年度広島地方最低賃金審議会の運営について」をご覧ください。

本年度の広島地方最低賃金審議会の運営に係る基本方針といたしまして、記の2に「特定(産業別)最低賃金については、全業種とも年内発効を目標に置き、審議の促進を図ることとする。」とされております。

また、共通資料No.5-2・通し番号13ページ「運営小委員会座長報告」記の「関係労使のイニシアティブの一層の発揮による改善」の「③金額審議における全会一致の決議に向けた努力」ということで、審議会における金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう、一層努力することとされております。

昨年度の特定最低賃金の改正状況につきましては、共通資料No.7・通し番号25ページ「令和2年度最低賃金審議経過一覧」をご覧ください。下欄の表が特定最低賃金に関わる昨年度の審議経過の一覧でございます。この表の左から2列目に金属製品製造業がございます。令和2年度におきましては、計3回の専門部会を開催し、引上げ額1円、時間額923円の答申を頂いております。

続きまして共通資料No.8・通し番号26ページをご覧ください。本専門部会の議事録の作成について申し上げます。情報公開の流れの中で、最低賃金審議会及び専門部会の更なる透明性が求められており、議事録の作成に当たりましては、発言者名を議事録に付記させていただいております。今年度も引き続き、発言者名を議事録に付記させていただきますことをご了解いただきたいと思います。宜しくお願い申し上げます。以上でございます。

## ○狭間室長

続きまして、金属製品製造業最低賃金に係る各種の調査結果、統計資料等の概要につきましてご説明いたします。

まず、別冊資料No.2・通し番号2ページは、現行の広島県金属製品製造業最低賃金の内容でございます。続いて、3ページから18ページにかけては、特定最低賃金に該当する業種について、基本となる日本標準産業分類表のどこに該当し、具体的にどのような業種が該当するのかということを示したものを併せてお付けしております。

別冊資料No.3・通し番号の21ページは、昨年の全国の金属製品製造業関係の最低賃金の一覧表です。金属製品製造業特定最低賃金につきましては、現在、岩手県から広島県まで、6つの府県で設定されております。また、右側の例では、昨年度の審議経過をお示ししております。

別冊資料No.4・通し番号22ページからは、令和3年度最低賃金実態調査の概要でございます。広島労働局で本年5月から7月にかけては、広島県内の事業所に通信調査を実施して取りまとめたものでございます。この調査は、製造業、各種商品小売業、自動車小売業及び新聞業・出版業については、1人～99人規模の事業所を、これ以外の業種につきましては、1人～29人規模の事業所を対象とする母集団から無作為に抽出した標本調査、サンプリング調査です。全数調査ではありませんので、集計段階で母集団の数字に膨らませるための復元をして推計しているものとなります。なお、調査対象とした賃金については、令和3年6月支払い分の賃金となります。

通し番号27ページの「最低賃金実態調査における分位偏差」をご覧ください。こちらは、各規模別の第一・20分位数、第一・10分位数、第一・4分位数、中位数をお示ししております。これは、時間額を低い順から並べまして、全体の20分の1、10分の1、4分の1、そして2分の1に位置する金額を示しております。これにより大体の分布が見て取れるものと思います。各事業所規模別に記しておりますが、最上段が全体の合計の結果です。

通し番号の28ページをご覧ください。調査結果を時間額と労働者累積人数のグラフです。横軸が10円刻み、1,100円以上は100円刻みの時間額、左縦軸がその賃金帯に属する労働者数であり、棒グラフで表しております。また、右縦軸が折れ線の労働者数の累計を示しております。

通し番号29ページが金属製品製造業の特定最低賃金額と平均賃金額の推移です。

通し番号31ページが事業所規模別の未満率です。未満率とは、現在決定されている最低賃金を下回っている労働者の割合のことで、事業所の規模ごとに時間額923円を下回っている労働者の比率を示しています。

通し番号32ページが最低賃金引上げ試算表です。これは現行の最低賃金を改定した場合、改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合、つまり影響率を1円単位での変化を示した表となります。例えば、現行の金属製品製造業の特定最低賃額923円を1円引き上げると、影響率が6.3%、つまり6.3%労働者に影響が出る、下回ることとなります。

通し番号33ページには、平成15年度からの金属製品製造業最低賃金の引上げ額と未満率、影響率をお示しした一覧表をお付けしております。以上でございます。

○岡田部会長

ありがとうございました。ただ今、事務局から資料についての説明がありましたが、これらにつきまして、何かご質問等がございますか。ありますか。

○各委員

(質問等なし)

○岡田部会長

よろしいですか。それではここで他府県の結審状況がわかれば、事務局から説明をお願いします。

○狭間室長

机上に1枚物の「令和3年度全国の金属製品製造業関係の最低賃金一覧表」をお示ししております。こちらの表を見ていただければお分かりいただけるように、現在までに結審に至った府県はございません。なお、富山県、石川県の763円の金属製品並びに京都府におきましては、本年度、改正申し出がなかったということで金額審議には進んでおりません。以上でございます。

○岡田部会長

ありがとうございました。それでは、広島県金属製品製造業最低賃金の改正決定について、各側から意見表明を頂きたいと思います。各側、意見表明の前に個別に協議する時間が必要でしょうか。

○国友委員

いりません。

○岡田部会長

使側はいかがですか。

○中野委員

結構です。

○岡田部会長

それでは、まず労側の方から意見表明いただければと思います。

○国友委員

本日は2名の出席を予定していたんですが、昨晚、急遽、体調不調ということで欠席と

ということになり、私1名の出席ということで、少ない人数で申し訳ありませんが、今年もよろしくお願いいたします。

まずもって、昨年、一昨年と同じお詫びをしなければならないんですが、何とかして、私どもとしても労働協約ケースに持って行きたいということで、本春闘においても、構成組合、企業内最低賃金の締結ということ春闘の付帯要求の中に入れて取り組みを勧奨したんですが、なかなか企業内最低賃金については労使の合意が必要でありまして、理解が得られない部分もあり、引き続き、労使の協議会で継続して取り組んでいただきたいと思いますということで要請はしているところですが、なかなかちょっといけないところをお詫びしたいと思っております。

この金属製品ですけども、2021年の見通しをみると、内需についてはコロナ禍において先送りされている自動化や省力化の投資、再生エネルギー導入の投資について、緩やかに回復しているということ、その他の業種においても設備投資が引き続き増加するものと見込んでおります。また、外需についても、コロナワクチンの普及や各国の経済対策の効果で徐々に押し上げられていくものとみております。

このような中で、金属製品や産業機械すべてにおいて回復するという風に思っておりますし、昨年よりもコロナ禍において景気は落ち込んでおりますが、今後、ワクチンの影響により景気は回復していくものと考えておりますし、やはり経済の回復には個人消費、これが一番重要ではないかと考えておりますし、このことについてはマスコミ等でも報道されているところでもございます。また、昨日新内閣が決定し、岸田総理も中流階級の賃金を上げていって経済を立て直さなければならぬといわれております。このような中、未組織の労働者のところで、賃金を上げてもらいたくても会社に要請する機会がない労働者も、我々組織された労働組合があるところの労働者と同じように、賃金を上げていくためには、特定最賃の引き上げが重要と考えておりますので、その辺りの状況もご理解いただきながら、真摯に議論させていただきながら良い結果を出していただければと思っておりますので、今年も是非、よろしくお願いいたします。以上です。

## ○岡田部会長

はい、ありがとうございました。それでは次に、使側の方から意見表明をお願いいたします。

## ○中野委員

それでは、私の方から、基本的な使側としての考えを述べさせていただいた後に、企業からおいでいただいております委員より、自社の状況や業界の状況等についてお話をさせていただこうと思っております。現在の県内の主要産業の中小・零細企業の動向を見ますと、晴れマークが少なく曇りとか雨マークが多いという状況でございまして、そこで最初に、この業種に限ったことではありませんが、使側としての基本的な考え方について発言させていただきます。今、1丁目1番日の不安材料は、収束しつつあるといわれてはお

りますが、新型コロナ感染の状況ではないかなと思っております。ご存じのとおり、先月まで、広島県を含めて、緊急事態宣言や蔓延防止措置が半数以上の都道府県で措置を取られており、また広島県においても、引き続き、蔓延防止措置のような状況が14日まで続けられるという状況で、企業経営者とすれば、まだまだ不安に思われているというのがコロナの状況ではないかと思っております。

また、先ほど、昨年度に比べれば回復しているというお話もございましたけれど、日銀とかの短観等では回復傾向にあると言われてはおりますが、何をもって言われているのが我々としては理解できない状況でございます。

特に、経営体質が脆弱な中小・零細・小規模事業者が今一番苦しい状況に置かれておまして、現状、まだまだ体力回復の方が先ではないかと思っております。苦境に喘いでいる、こういった規模のところについては、国なりそういったところの中小・零細企業に対する支援策が必要なんですけど、今はやはり賃金を上げないということが一番必要なのではなかろうかと思っておりますし、そうすることによって企業を守れるのではないかと、企業とすれば固定費に繋がる賃金は極力上げないで欲しいという考えのようでございます。先ほど申しましたように、体力回復が先ではないかなと思っております。今回、この業種について、必要性ありとの判断をさせていただきましたが、あくまで、改正金額を上げることが必要であるという意味での必要性ありではなく、まあ話し合いはしましよよ、という意味での必要性ありでございますので、今現在の我々とすれば、金額自体を上げる状況にはないと思っております。これが我々使側としての基本的な態度でございます。以上でございます。

#### ○岡田部会長

はい、ありがとうございました。

#### ○中野委員

それでは、企業から出られている委員の発言をお願いします。

#### ○濱崎委員

私の会社は株式会社ダイクレと申しまして、主力製品はグレーチングという金属製の蓋で、道路とか建築用の金物として使われるものです。現在の受注状況でいいますと、土木工事とか建築工事自体がコロナの影響で請けていない状況がございますが、受注自体はそれなりに堅調に推移してきている状況でございます。一方では、収益のところは問題となるんですが、こちらについては、昨年来、鉄鋼材料が中国とかの経済回復の影響もあって、凄い勢いで上がっていきまして、その上がった分を製品価格に転嫁しようとはしているんですけど、今日現在では、十分には転嫁できていない状況でございます。年度でいきますと、経営の数字としては非常に厳しい数字になることが懸念されているところがございます。そうした中で、人の採用というところでは、昨年度はコロナに直面して面接もできない状況であり、いろいろ手探りでやってきたんですが、今年度は2年目ということで、リモート面接等にも慣れてきまして、ある程度スムーズに採用活動もできてはいる

んですが、一方でいくと、自社だけではなかなか人を採ることが難しく、人材紹介会社等を使いながら、非常に苦労しながら採用活動を行っております。当然、採用という意味では、賃金が大幅に上がればそれはそれで楽なんですけれど、今の経営環境からみると、なかなか賃金を上げることは難しいということを実感しているところであります。

今、最低賃金がどんどん上がっていておりますが、上げること自体に反対のわけではなくて、上げるテンポが非常に速すぎて企業としては正直ついていけない、というところがございますので、本年度もなかなか厳しい経営環境の中で、厳しい交渉をさせていただくこととなろうとは思いますが、よろしく申し上げます。以上でございます。

### ○谷口委員

豊国工業の谷口と申します。お配りいただいた資料の中で、共通資料の60ページ、景況判断のところのグラフをご覧いただいても、リーマンショック以来のコロナショックということで、景況感は非常に悪化しております。回復はしているものの、まだ悪いというのがほとんどの業種、規模も含めてなんです、そういう状況にある。それと、労働局でまとめられた74ページの企業の動向でも、同じように景況感とかが悪いというのがほとんどでございます。先程来お話しも出ていますが、コロナが発生して影響のある業界、ない業界という形で区別するのがいいのかどうかということは別にいたしまして、例えば東南アジアでコロナ感染者が非常に増えている影響で部品が入ってこないとか、マツダでも減産を余儀なくされて、先月の販売台数については非常に悪い数字が出ているということも、目に見えない形でじわじわと不況に対する警戒感を企業側としては高めているところでございます。そういった中で、我々がやるべきことというのは、地元の雇用の確保、そうなりますと、その前提というのは企業の存続ということだと思います。先程来お話がありましたように、原料高による価格転嫁が非常に厳しいということになりますと、企業側の体力もどんどんどんどん蝕まれていくという状況でございますので、そういった中で雇いを確保するとなると、急激な賃上げということについては、慎重なご判断をいただきたいと思っております。以上です。

### ○岡田部会長

はい、ありがとうございました。ただ今、労使双方から現状認識ですとか、特定最賃の改正審議に当たってのご意見が表明されました。各側の意見表明を踏まえて、お互いにご質問等ございましたらお願いしたいと思います。労側、いかがでしょうか。

### ○国友委員

使側の皆様のおっしゃっていることも間違いではないと思っておりますが、ただ先ほど、濱崎委員からもありましたように、人材が人材センターというところで、なかなか直接雇用ができにくいという状況があるという風に聞き取ったと思っております。そういうところも踏まえると、以前から、福利厚生等、企業をよくしていきたい、魅力ある企業にしていきたいという思いが企業の皆様方におありになるということは、重々承知はしておりますが、やはり働く者にとって一番は賃金であるという風に理解しております。そうい

った中で金属製品製造業をみてみますと、特定最賃の中でも業種的に企業数も比較的少なく、労働者数は一番少ない業種となっていることから、なかなか世間で認知されることが少ない、つまりその業種に来てくれる人を集めていくようにしていかなければ、この業種の発展もないと考えております。材料も高騰して、それが価格に転嫁できないというところも理解できますが、それと同時に、賃金を上げることによる人材の確保、賃上げによる人件費の高騰も製品単価への転嫁をしていただく等、ご協力をいただいで、より良い業界にするため、お互いにやって行けたらと考えておりますので、よろしくお願ひします。

#### ○岡田部会長

はい、ありがとうございました。使側、いかがでしょうか。

#### ○中野委員

別にございませんが、この金属製品に関わられている企業が決して小さいところとは思っていませんし、広島県内でも基幹的な産業であると理解しています。また、おっしゃいましたように、賃金が高いことが一つの要因の条件にはなるんだらうとは思いますが、それだけではなく、福利厚生との関係とか正規・非正規、今回、同一労働同一賃金がございますので、そういった部分では、企業の方もお考えになられていると思います。あと、先ほどおっしゃいました消費に繋がるという部分もですね、賃金が上がれば消費に繋がるのだらうとは思いますが、こういった状況下、少し上がるぐらいではなかなかそれが消費に回るとは思いませんので、社会保障の問題とかそういった部分がきちんとなつて、労働者の方が先行き安心して仕事・生活ができるということになれば、そんなに賃金が上がらなくても消費に繋がると思いますので、そういったこともお考えをいただければと思つております。以上です。

#### ○岡田部会長

ありがとうございます。ほかにはございますか。いかがですか。よろしいですか。それでは本日、具体的な金額提示は可能でしょうか。

#### ○国友委員

少し頭の中にはあるんですが、如何せん一人ということもありますし、この資料も今回初めて見せていただいたということで、少し中身についても精査しながら、次回のところで金額提示をさせていただきたいと考えております。以上です。

#### ○岡田部会長

はい。ありがとうございます。使側はいかかですか。

#### ○中野委員

我々も、本日は事務局から関係資料のご説明をいただくとともに、使側としての基本的な考え方を発言させていただくということだと思つておりますので、これ以上はございません。

○岡田部会長

はい。ありがとうございました。それでは、本日は労側お二人が欠席ということもごさいます。これ以上審議を進めましても進展はないと思われましますので、次回以降に審議を持ち越すこととしたいと思ひますが、いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、次回の専門部会の開催日程について、事務局から説明をお願いします。

○吉川補佐

はい。それでは、次回の専門部会の開催日程について申し上げます。事務局にて日程調整をさせていただきます。次回は10月19日火曜日13時から、4号館2階11号会議室での開催を予定しております。その次は10月27日水曜日10時の予定となっております。

○岡田部会長

はい。それでは、次回の開催は10月19日火曜日13時から、4号館2階11号会議室での開催ということになります。委員の皆様には日程の確保をよろしく願ひいたします。その他、何かございませうでしょうか。

○各委員

(発言等なし)

○岡田部会長

事務局からは、いかがですか。

○狭間室長

ございませぬ。

○岡田部会長

それでは、次回の審議は、公開することで個人情報保護に支障を及ぼす虞がある場合、個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害される虞がある場合又は率直な意見の交換が損なわれる虞がありますので、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程第5条に基づき、非公開とします。それでは、本日の専門部会はこれにて閉会といたします。皆様、ありがとうございました。